

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和4年12月28日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和4年12月28日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）薩摩川内店新築工事

薩摩川内市御陵下町字溝添3776番1

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出事項の新設に関する届出

令和4年10月20日

3 意見の概要

- (1) 定格出力3.75kW以上の冷媒の圧縮機(=冷凍機)は、薩摩川内市環境保全条例に基づく騒音に係る要保全施設に該当するので、設置の30日前までに届出を行うこと。
- (2) 騒音に係る規制基準は、第3種区域の基準が適用されるので、当該基準を遵守するとともに、基準を超過するおそれがある場合は、適正な対策を講じること。なお、当該基準に対する騒音の評価手法は、等価騒音レベルではないので留意すること。
- (3) 周辺住民へ事前に説明することにより、騒音・振動対策等について十分な理解を得られるよう努めること。
- (4) 工事の段階から開店後において騒音、粉じん等に係る苦情が寄せられた場合には、誠意を持って対応すること。
- (5) 建設予定の地域には、遊興施設や商業施設等もあり、通勤時間帯の交通渋滞が懸念される。
- (6) 景観法及び都市再生特別措置法並びに土地利用対策要綱に基づく手続きの要否については確認すること。
- (7) 開発地における雨水排水対策は適切に講じること。
- (8) 当該届出地に隣接する、または当該届出地付近に存する道路・水路等の公共施設に対して、当該届出地の開発等の影響が生じる場合は、所定の手続きを行うこと。